

## 議 事 日 程 (第4号)

令和5年6月26日(月曜日) 午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 報 第10号 委員長報告  
日程第3 請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願  
日程第4 議 第63号 下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議 第64号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について  
日程第6 議 第65号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について  
日程第7 報 第11号 委員長報告  
日程第8 議 第66号 令和5年度下呂市一般会計補正予算(第3号)  
日程第9 議 第67号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算(第1号)  
日程第10 議 第68号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算(第1号)  
日程第11 議 第69号 新子育て支援施設建設(建築)工事請負契約の締結について  
日程第12 委員会提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止に関する決議について  
日程第13 議員派遣について  
日程第14 閉会中の継続調査申出について

---

### 出席議員(14名)

議長	田 中 副 武	1 番	鷺 見 昌 己
2 番	田 口 琢 弥	3 番	飯 塚 英 夫
4 番	森 哲 士	5 番	田 中 喜 登
6 番	尾 里 集 務	7 番	中 島 ゆき子
9 番	今 井 政 良	10 番	伊 藤 巖 悟
11 番	一 木 良 一	12 番	吾 郷 孝 枝
13 番	中 島 新 吾	14 番	中 島 達 也

---

### 欠席議員(なし)

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男
総 務 部 長	今 瀬 成 行	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志

地域振興部長	小池雅之	教育委員会 事務局長	林雅人
環境部長	田口昇	農林部長	都竹卓
農林部理事	小木曾謙治	建設部長	大前栄樹
金山病院 事務局長	池戸美紀	市民保健部長	森本千恵
福祉部長	野村穰	観光商工部長	河合正博
消防長	齋藤進	上下水道部長	今村正直

---

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	今井満	書記	細江隆義
--------	-----	----	------

---

◎開議の宣告

○議長（田中副武君）

おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（田中副武君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 尾里集務君、7番 中島ゆき子さんを指名いたします。

ここで、市長から発言の訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長。

○市長（山内 登君）

ただいま議長より発言の御許可をいただきましたので、発言の訂正をさせていただきます。

去る6月19日の一般質問のうち、14番 中島達也議員への答弁の中で、何度か外国人という表現で答弁をしてまいりましたが、外国人と申すべきところを誤って外人と発言した箇所がございました。もとより差別的意識は全くございませんでしたが、不適切な表現であったとしておわびをし、訂正させていただきます。今後このようなことのないよう努めてまいりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

---

◎報第10号について

○議長（田中副武君）

日程第2、報第10号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第3、請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願、日程第4、議第63号 下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、日程第5、議第64号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第65号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、以上4件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

総務教育民生常任委員会委員長 尾里集務君。

○総務教育民生常任委員長（尾里集務君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和5年6月20日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において、委員全員と執行部から市長、副市長、教育長をはじめ担当部課長の出席をいただき、総務教育民生常任委員会を開催し、令和5年第4回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第63号 下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例について及び議第65号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例についての2議案について審査をいたしました。

審査の結果、議第63号は賛成多数で、議第65号は全会一致で可決すべきものと決しました。

審査内容の一部を紹介させていただきます。

議第63号の条例改正については、コンビニエンスストア等での印鑑登録証明書の交付について、マイナンバーカード以外のスマートフォン等の多機能端末を利用した申請方法を可能とするためなどの改正であり、このことについて、委員から全国でマイナンバーカードに関するトラブルが多発していることについて質問があり、担当部からは市民に安心してマイナンバーカードを使っただけのように、カード交付の際にはミスのないように心がけているとの答弁がありました。

以上で、総務教育民生常任委員会の報告とさせていただきます。

#### ○議長（田中副武君）

続いて、産業経済常任委員会委員長 田中喜登君。

#### ○産業経済常任委員長（田中喜登君）

おはようございます。

それでは、委員長報告を申し上げます。

令和5年6月21日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、産業経済常任委員会を開催し、令和5年第4回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第64号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について及び請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願の2議案について審査をいたしました。

審査の結果、議第64号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例については全会一致で可決すべきものに、請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願については賛成少数で不採択すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

請願第1号では、紹介議員から請願の趣旨説明を受けた後、より掘り下げた審査を行い、審査結果に正確性を期するため、インボイス制度導入に対する事業者の声が伝わりやすい観光商工部商工課から、制度の概要に加え、制度導入に伴い推測される問題点等について説明を受け、審査に臨みました。審査後の討論においては、制度導入が市民にどのような影響を与えるかなどしっかりと研究すべきであり、10月実施には物すごく無理があるといった本件を是とする立場の委員から意見が述べられ、一方では、商工会への聞き取り調査を行ったところ、インボイス制度に対す

る問合せは確かに多いが、丁寧に説明し理解をしていただいて、登録される事業者についてはしっかりとフォローしているということで、導入まで3か月足らずのこの時期に実施延期を求めるのは、かえって現場に混乱を招くおそれがあるのではという本件を非とする委員からの意見がありました。

以上で、産業経済常任委員会における審査結果についての報告を終わります。

---

◎請願第1号及び議第63号から議第65号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本4件に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

13番 中島新吾君。

○13番（中島新吾君）

13番 中島です。

私は、議第63号、印鑑条例及び手数料条例一部改正について反対討論します。

この条例は、マイナンバーカードの保有者に対し、マイナンバーカードと同等の利用者証明用の電子証明書の機能をスマートフォンに搭載できる法改正がされたことに対応する条例改正です。

確かにデジタル技術の発展、展開は、生活と社会活動の利便性を高めています。デジタル技術は、人類の発展の今の時点の到達点です。しかし、今マイナンバーカードを巡る誤交付とか誤登録という制度の土台に関わるトラブルが連続的に発生しています。デジタル社会のパスポートと位置づけられているそのマイナンバーカードで発生しているのです。それは、国や行政と国民、市民との信頼関係を大きく揺るがしています。

繰り返し指摘するように、個人情報間違いや漏えいなど絶対にあってはならず、確実に保護されなくてはならないのです。行政の責務は、国民、市民の命と財産を守ることです。しかし、今回のマイナ保険証の誤登録や口座情報の流出は、取り返しのつかない事故を招く大きな可能性があります。この問題に対して、市当局の答弁は、人的ミスを防ぐということに細心の注意を払うというものでした。人間のやることだからエラーもあるという、そういうレベルの問題ではないと考えます。あってはならないトラブル、問題が発生している今、この条例改正に賛成することはできません。

デジタル技術を本当に人の幸せのために使うには、社会的ルールが絶対に必要です。デジタル

技術の利便性と危険性の両面からしっかり解明して、何が必要か、どのような社会ルールが必要なのかを考えていかななくてはなりません。それが将来の社会においても重要な意味を持ちます。私は、デジタル技術の活用について、国の言いなりでなく、職員、住民としっかり話し合い、理解と合意で決めていく、進めていくべきであると強く主張して反対討論とします。

○議長（田中副武君）

次に、本4件に賛成者の発言を許可いたします。

[挙手する者あり]

12番 吾郷孝枝さん。

○12番（吾郷孝枝君）

私は、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書について賛成討論を行います。

今年10月から実施が予定されているインボイス制度は、事業者が売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を差し引く計算をインボイスと呼ばれる請求書を使って納税する制度です。ですから、複雑な事務作業が必要になって、その事務負担も中小零細事業者を苦しめることになります。特に年間売上げが1,000万以下の消費税免税事業者は、インボイスを発行できる課税事業者になると、どんなに売上げが少なくても消費税を納付しなくてはならなくなります。また、免税事業者のままだとインボイスを発行できないため、取引を中止されたりして廃業せざるを得なくなることが考えられます。

消費税免税事業者は、個人経営者や一人親方、請負の仕事やフリーランスなど多岐にわたっており、地域経済の大切な担い手です。コロナ禍で疲弊した地域経済を今回復させようとしているこのときにインボイス制度を実施することは、地域経済への大きな打撃になります。インボイス制度の実態が明らかになるにつれて、実施延期や中止を求める声は増え続けています。日本商工会議所をはじめ全国中小企業団体中央会、また日本チェーンストア協会など、中小企業団体や税理士の団体などから、インボイス制度の実施延期や中止が表明されています。

インボイス制度は、税率変更を伴わない消費税の増税策です。その増税分は1兆円とも試算されています。地方自治体の議会が住民の立場に立って、住民の暮らしを守るために国に物申す唯一の法的手段が意見書の提出です。下呂市議会においてもこの請願を採択し、政府に対し意見を提出しようではありませんか。中小零細事業者などに大きな経済的負担、すなわち増税となり、地域経済の疲弊を拡大し混乱が想定されますインボイス制度の今年10月実施は、延期するよう求める意見書を決議するよう真剣に考えていただくことを訴え、インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書の賛成討論といたします。どうかよろしく願います。

○議長（田中副武君）

次に、本4件に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、本4件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

請願第1号 インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願、本請願に対する委員長の報告は不採択であります。本請願を採択することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手少数です。よって、請願第1号は不採択することに決定されました。

議第63号 下呂市印鑑条例及び下呂市手数料条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手多数であります。よって、議第63号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第64号 下呂市分担金徴収条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第64号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第65号 下呂市火災予防条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第65号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎報第11号について

#### ○議長（田中副武君）

日程第7、報第11号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第8、議第66号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第3号）、日程第9、議第67号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、日程第10、議第68号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）、以上3件を一括議題いたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算特別委員会委員長 田口琢弥君。

#### ○予算特別委員長（田口琢弥君）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和5年6月22日午前9時30分から、下呂庁舎3階第1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席いただき、予算特別委員会を開催し、令和5年第4回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第66号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第3号）、議第67号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）及び議第68号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）の3議案について審査いたしました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第66号の審査の中で、クアオルト健康ウォーキング事業について、委員から今年度設置される2か所のウォーキングコースの選定方法はと質問され、担当課からは現時点では具体的なコースは未定であり、選定に当たっては数か所の候補を集め、下呂市クアオルト推進協議会から意見をいただき、検討した上で、最終的には日本クアオルト研究所がふさわしいコースを認定するとの答弁がありました。

また、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金事業では、委員から、非課税世帯に対する交付金の対象となる家計急変世帯については個々での支給申請が必要になるが、申請漏れがないようにする体制の考えはと質問され、担当課からは、世帯員全員が非課税相当となる世帯が給付対象となり、申請に基づいた支給のため、ホームページ、市民メールで広く周知を行うとともに、生活困窮者自立支援を担う「すまいるげろ」、社会福祉協議会との連携も密にしながら、申請漏れがないように取り組んでいくとの答弁がありました。

審査の結果としましては、議第66号、議第67号及び議第68号の3議案全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の結果についての報告を終わります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中副武君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

ここでちょっと休憩を動議したいんですが。

○議長（田中副武君）

ただいま11番 一木良一君より休憩の動議が発せられました。

動議の内容について、11番 一木良一君の説明を求めたいと思います。

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

ただいま議長より説明を求められましたので、なぜ私が動議を提出したかということをおし上げます。



先ほどの日程第3の請願第1号についてですが、この議決については私は問題ないと思いますが、ただしその議決に至るまでの進行の中で、先ほど議長が採択に賛成の方はというふうに進められました。これは、本来であれば、委員長が不採択で委員会報告をされましたので、委員長の不採択に対して賛成か、あるいは反対なのか、それを求めるべきでないかというふうに思いますので、そこについて再度検討していただきたいと思ひまして動議を出させていただきました。

○議長（田中副武君）

ただいま出されました動議について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

一人でもお見えになればということで、動議は可決されました。

暫時休憩いたします。

午前9時55分 休憩

午前10時02分 再開

○議長（田中副武君）

再開いたします。

ただいまの件につきまして、局長より説明申し上げます。

局長。

○議会事務局長（今井 満君）

一木議員のほうから問われた件でございますが、法令を遵守した議会運営を取りまとめた議会運営の事務提要というものが存在します。今の運営の方法については、それに基づいて行わせていただいたわけなんです、今の件は請願、例えば陳情もこの場で採決を採るといふようなところもありますが、それに限りましては、委員長の報告が不採択であった場合、その場合は原案に対する賛否を問うという形を採れと提要の中で書かれておりますので、それに基づいて今回やらせていただきました。以上でございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（田中副武君）

11番 一木良一君。

○11番（一木良一君）

今の局長の説明で、私の申し上げたことは、請願と陳情に関しては、議会で元に戻して議決をするということで納得いたしましたので理解いたしました。大変議事進行に水を差しまして失礼をいたしました。以上です。

○議長（田中副武君）

ありがとうございます。

ただいまの動議については、以上で終了といたします。

---

◎議第66号から議第68号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

ただいまは、予算特別委員会委員長の田口琢弥君の報告がございました。

この委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本3件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

次に、本3件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第66号 令和5年度下呂市一般会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第66号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第67号 令和5年度下呂市学校給食費特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第67号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第68号 令和5年度下呂市水道事業会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員であります。よって、議第68号については、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎議第69号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（田中副武君）

日程第11、議第69号 新子育て支援施設建設（建築）工事請負契約の締結についてを議題といたします。

議第69号について、提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（野村 穰君）

議案書の1ページをお願いいたします。

議第69号 新子育て支援施設建設（建築）工事請負契約の締結について。

新子育て支援施設建設（建築）工事について、次のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

1. 工事名、新子育て支援施設建設（建築）工事。2. 契約の方法、事後審査型条件付一般競争入札。3. 契約金額、2億1,395万円。4. 契約の相手方、岐阜県下呂市萩原町跡津439番地1、日産工業株式会社、代表取締役社長 島秀太郎。令和5年6月26日提出。

提案理由でございます。新子育て支援施設建設（建築）工事の請負契約が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に規定する議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事または製造の請負に該当するためでございます。

次のページの入札執行結果公表一覧表を御覧ください。

仕様書番号、家庭工第1号。工事名、新子育て支援施設建設（建築）工事。

工事概要でございます。この工事は、下呂市萩原町萩原地内の令和4年度に解体工事を実施した萩原南子育て広場の跡地に新子育て支援施設を新築するもので、新築する建物は木造2階建て日本瓦一部ガルバリウム鋼板ぶき、延床面積654.11平方メートルの新築工事と外構工事でございます。

入札年月日は令和5年5月31日、現在仮契約中でございます。工期は、本契約締結の翌日から令和6年3月22日まででございます。落札業者は、先ほど申し上げました契約の相手方のおりです。入札参加者、入札価格等につきましては、一覧表にお示ししたとおりでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（田中副武君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明していただきました議第69号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、議第69号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第69号 新子育て支援施設建設（建築）工事請負契約の締結について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

挙手全員です。よって、議第69号については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎委員会提出議案第3号について（議案説明・質疑・討論・採決）

#### ○議長（田中副武君）

日程第12、委員会提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止に関する決議についてを議題といたします。

委員会提出議案第3号について、趣旨説明を求めます。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 伊藤厳悟君。

#### ○新型コロナウイルス感染症対策特別委員長（伊藤厳悟君）

ただいま日程第12号をもちまして議題に供していただきました委員会提出議案第3号につきまして、趣旨説明をさせていただきます。

委員会提出議案の1ページを御覧願います。

委員会提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止に関する決議について。

下呂市議会会議規則第14条第2項の規定により、別紙のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止に関する決議を提出いたします。令和5年6月26日提出。提出者、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会委員長 伊藤厳悟。

提案理由。令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類に変更されたことから、国によって収束に向かう一定の方向性が示されたものと判断をし、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を廃止するものでございます。

2ページをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止に関する決議。

次のとおり、新型コロナウイルス感染症対策特別委員会を廃止するものとする。

1つ、廃止の理由、こちらは先ほどの提案理由と同様ですので、説明を省略させていただきます。

以上が提出議案の趣旨説明でございますが、これまでの経緯について補足をさせていただきます。

この新型コロナウイルス感染症対策特別委員会につきましては、全国に緊急事態宣言が発令されていた令和2年4月28日の臨時会において、議長を除く議員全員を構成員として設置されました。また、同日の議会で、新型コロナウイルスの感染症拡大に対して、市民の命と暮らしを守るため、市当局と協力して必要な対策に取り組むため、新型コロナウイルス等の対策に関する決議を行いました。以来、この令和5年6月までの3年余りの間、計23回の委員会を開催し、感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた市民の皆様への支援策等について審査、または議員間での討議を行ってきました。

その討議の成果の一つとして、令和2年11月25日には、必要な施策10項目を新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急提言として取りまとめ、市長に提出をいたしました。提言した内容については、市におかれまして、国・県による施策を含めてその多くが実行されました。当委員会からの提言がコロナ禍の影響緩和に少なからず貢献できたものと評価をしております。そして、今回国において収束に向かう一定の方向性が示されたものと判断をし、当委員会を廃止することを提案させていただくものでございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症についてはまだ完全に収束したわけではなく、今後の動向に注意をしていく必要性があります。当委員会廃止後におきまして、新型コロナウイルス感染症に関して、市執行部からの提案事項の審査、または議員間で討議を行う必要が生じた場合は、所管の常任委員会、または全員協議会で対応をしていきたいと考えております。

以上でございますが、どうぞ審議のほどよろしくお願いをいたします。

#### ○議長（田中副武君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はございませんか。

[挙手する者なし]

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員会提出議案第3号 新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止に関する決議について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第3号については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議員派遣について

##### ○議長（田中副武君）

日程第13、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、お手元に配付のとおり派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については、派遣することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査申出について

##### ○議長（田中副武君）

日程第14、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員会委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、市長より発言の申出がございましたので、これを許可いたします。

市長。

##### ○市長（山内 登君）

ただいま議長より発言の御許可をいただきましたので、本定例会閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、議員各位におかれましては、今回提案させていただきました補正予算をはじめ全議案を可決、御承認いただき、誠にありがとうございました。また、先ほど委員会提出議案として採択をされました新型コロナウイルス感染症対策特別委員会の廃止に関しましても、委員長を

はじめ委員会の皆様には、3年有余にわたりまして、緊急提案など多くの提言、御意見を賜りましたことに改めて感謝を申し上げます。また今後とも御協力を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

議会閉会後に関しましては、コロナや物価高に対する第10次の総合対策については早急に取り組みまして、地域経済や市民生活、社会経済活動をしっかりと支援してまいりたい所存でございます。

最後になりますが、市民の皆様、そして議員各位の御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

#### ○議長（田中副武君）

これを持ちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和5年第4回下呂市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時22分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年6月26日

議 長                      田 中 副 武

署名議員 6番              尾 里 集 務

署名議員 7番              中 島 ゆ き 子